

## 《農業経営統計調査関係》

## 1 農業経営統計調査の変更

## (1) 調査対象の範囲の変更

## 〔調査対象の属性的範囲の変更〕

本調査は、従前、「個別経営体」「組織法人経営体」及び「任意組織経営体」を調査対象の属性的範囲としていたが、任意組織経営体に係る統計ニーズが低下していることから、「任意組織経営体」を調査対象の属性的範囲から削除する。

これに伴い、調査票のうち「経営台帳（任意組織経営体用）」を廃止する。

(論点)

1 個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体について、それぞれの定義や行政施策上の位置付け等はどのようなものか。

<回答>

1 農業経営統計調査は、農産物の生産を行い、生産に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者（農業経営体）のうち、農業生産物の販売を目的とする経営体を調査対象としています。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業を行う者
- |              |   |
|--------------|---|
| ①露地野菜作付面積    | 15 a                                      |
| ②施設野菜栽培面積    | 350 m <sup>2</sup>                        |
| ③果樹栽培面積      | 10 a                                      |
| ④露地花き栽培面積    | 10 a                                      |
| ⑤施設花き栽培面積    | 250 m <sup>2</sup>                        |
| ⑥搾乳牛飼養頭数     | 1 頭                                       |
| ⑦肥育牛飼養頭数     | 1 頭                                       |
| ⑧豚飼養頭数       | 15 頭                                      |
| ⑨採卵鶏飼養羽数     | 150 羽                                     |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽                                   |
| ⑪その他         | 調査期間の開始日前1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模 |

この農業経営体を以下のとおり経営形態ごとに「個別経営体」、「組織法人経営体」及び「任意組織経営体」に区分しています。

- ① 「個別経営体」とは、世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う経営体をいいます。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含みます。
- ② 「組織法人経営体」とは、「個別経営体」以外で、法人化している農事組合法人及び会社組織による経営体をいいます。
- ③ 「任意組織経営体」とは、「個別経営体」以外で法人化していない経営体をいいます。

2 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）においては、農業の持続的な発展に関する施策として、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者等の担い手に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施するとともに、経営管理の高度化などの面でメリットが多いことから農業経営の法人化を推進することとしています。

ここでいう「担い手」とは、「効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体」と「それを目指している経営体」の両者をいい、効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体とは、

- ① 効率的かつ安定的な農業経営に向けた経営改善の計画について市町村の認定を受けた「認定農業者」※<sup>1</sup>
- ② 将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」※<sup>2</sup>
- ③ 将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」

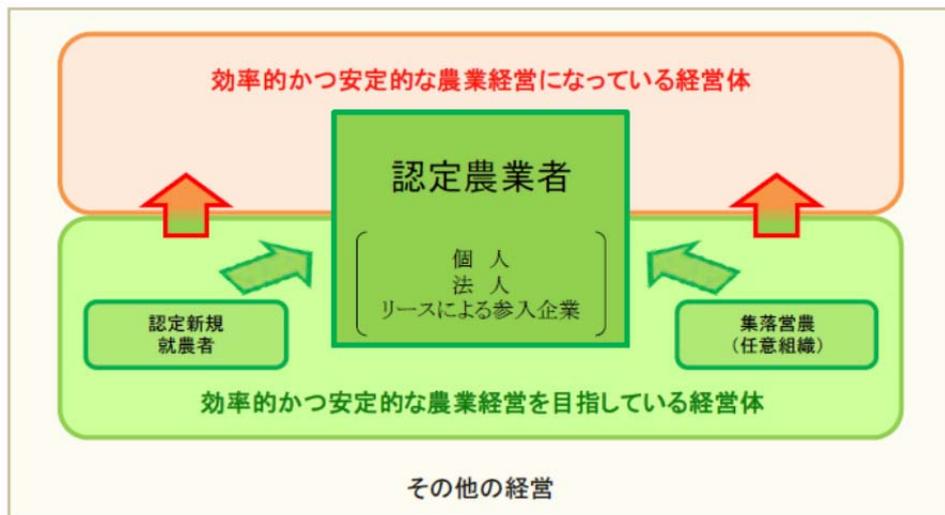
としているところです。

また、集落営農（任意組織）については、担い手が少ない地域における農業経営の受け皿として集落営農の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進することとしています（別紙1参照）。

担い手への支援内容

- 担い手の育成・確保、女性農業者が能力を最大限発揮できる環境整備
- 担い手への農地集積・集約化
- 経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討 等

#### 食料・農業・農村基本計画において定めている担い手の姿



※1： 認定農業者とは、5年後の目標やその達成に向けた取組等を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた者をいいます（平成27年6月末現在の認定農業者数は、247,029経営体）。

※2： 認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等で、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を記載した青年等就農計画を作成し、市町村から認定を受けた者をいいます。

2 個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体について、過去3回の農林業センサス結果における経営体数の推移はどのようになっているか。特に、削除予定の任意組織経営体の調査対象が水田作（集落営農）のみであることに鑑み、水田作全体に占める個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体について、それぞれの経営体数や作付面積等の状況はどうなっているか（水田作全体に占める任意組織経営体（集落営農）の占めるウェイトの推移に留意して整理願いたい。）。なお、任意組織経営体を調査対象から削除することによって、調査全体のコストに係る削減が見込まれるのか。

<回答>

農林業センサス結果における経営体数の推移等は次のとおりです。

#### 農林業センサス結果における農業経営体の推移

区 分	単 位	2005年	2010	2015
個 別 経 営 体	経営体	1,981,283	1,648,076	1,344,287
増 減 率	%	-	△ 16.8	△ 18.4
組 織 法 人 経 営 体	経営体	8,816	13,000	19,340
増 減 率	%	-	47.5	48.8
任 意 組 織 経 営 体	経営体	13,723	13,602	9,973
増 減 率	%	-	△ 0.9	△ 26.7

資料：農林業センサス

注：各種団体、地方公共団体等は含めていない。

水田作経営における個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体の状況

区分	2010年			2015		
	経営体数 (経営体)	経営している田面積		経営体数 (経営体)	経営している田面積	
		(ha)	割合 (%)		(ha)	割合 (%)
個別経営体	897,419	1,353,388	85.3	732,604	1,255,767	81.2
増減率	-	-	-	△ 18.4	△ 7.2	△ 4.1
組織法人経営体	3,640	94,890	6.0	6,332	174,374	11.3
増減率	-	-	-	74.0	83.8	5.3
任意組織経営体	5,595	138,784	8.7	4,956	117,238	7.6
増減率	-	-	-	△ 11.4	△ 15.5	△ 1.2
計	906,654	1,587,062	100.0	743,892	1,547,379	100.0
増減率	-	-	-	△ 18.0	△ 2.5	-

資料：農林業センサス

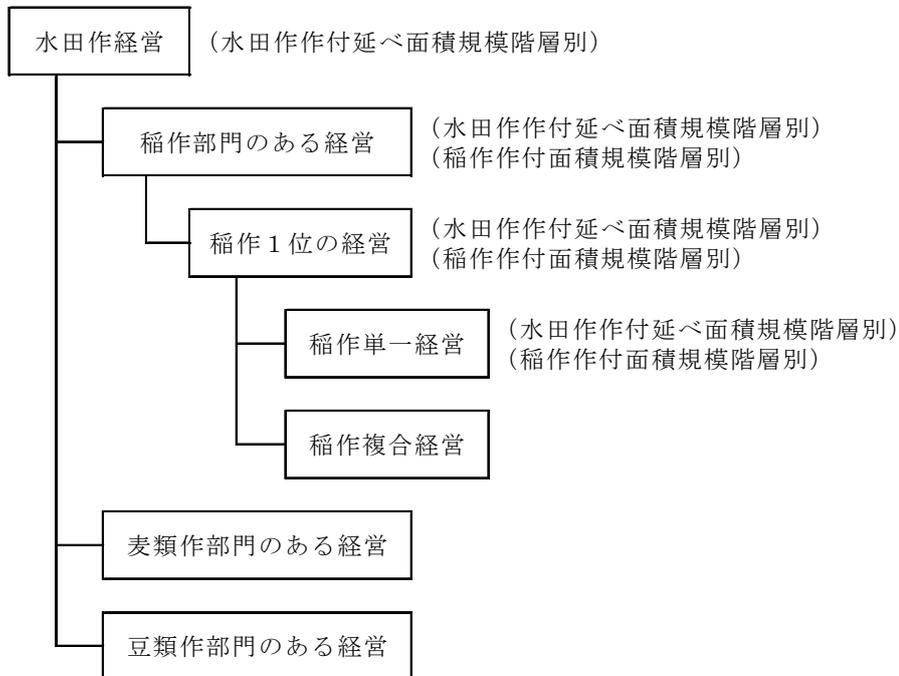
- 注：1 個別経営体及び組織法人経営体は、農業経営統計調査の水田作経営に該当する母集団の合計である。  
 2 任意組織経営体は、農業経営統計調査の水田作経営に該当する法人以外の組織経営体を抽出した合計であり、集落営農以外の経営体を含む。  
 3 割合の増減率は、増減差である。

また、任意組織経営体を調査対象から削除することにより、調査対象経営体の調査負担が軽減されるとともに、取りまとめ・審査に係る職員労力の軽減が図られます。なお、軽減された職員労力は、今般の見直しにより新たに把握する組織法人経営体の生産費に充当するなどの重点化を図ります。

3 任意組織経営体である水田作（集落営農）については、どのような統計表を作成しているのか。今後、組織法人経営体の前段階である任意組織経営体に係る統計が作成されなくなることに、調査目的や利活用等の観点からみて支障はないか。

<回答>

集計・公表している統計は次のとおりです。



食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）等においても農業経営体の法人化を推進することとされており、同計画に付帯して策定された効率的かつ安定的な農業経営の姿を例示的に示している「農業経営モデル」においても、組織法人経営のモデルは策定されているものの、任意組織経営のモデルは策定されておらず（前述のとおり、任意組織経営体は、法人化に向けての準備・調整期間との位置付けとして取り扱われています）、任意組織経営体に係る調査結果について利用が低下していることから、利用部局へ照会した結果、継続を要望する意見等はなく特段の支障はないものと考えています。

今後の任意組織経営体の状況把握については、引き続き経営形態、構成員、従業員、経営規模、活動内容、収支の共同経理の状況等を把握している「集落営農実態調査」により行って参ります。

## (2) 報告を求める者の変更

### ア 母集団名簿情報の変更

最新の2015年農林業センサスの情報等が活用可能となったことから、母集団名簿情報を更新する。また、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたねについては、これまで農林業センサスにより集められた情報を基に、関係機関からの聞き取り等により母集団名簿情報の整備を行っていたが、平成26年度経営所得安定対策等加入申請者情報の活用が可能であることから、当該情報により母集団名簿情報を整備する。

### (論点)

1 経営所得安定対策等とはどのような者を対象としたどのような制度か。

#### <回答>

「経営所得安定対策」は、農業の担い手の経営の安定に資するよう、

①諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、

②農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策

を実施するもので、認定農業者、一定の要件を満たす集落営農<sup>※1</sup>及び認定新規就農者を対象としています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本格的な生産を進め、水田のフル活用を図る「水田活用の直接支払交付金」を実施しており、販売農家<sup>※2</sup>及び集落営農を対象としています（別紙2参照）。

※1： 一定の要件を満たす集落営農とは、a 組織の規約の作成、b 対象作物の共同販売経理の実施、c 農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと市町村から判断を受けていること、を全て満たす集落営農をいいます。

※2： 販売農家とは、販売目的で対象作物を生産する者をいいます。

### 平成27年度畑作物の直接支払交付金の申請件数

単位：件

計	認定農業者	集落営農	認定新規就農者
46,213	41,556	4,428	229

2 経営所得安定対策等加入申請者情報とは、どのようにして集められるどのような情報か。得られた情報は具体的にどのような形で母集団名簿情報の整備に利活用されるのか。また、母集団名簿情報として、継続して活用（入手）可能なものか。

<回答>

経営所得安定対策等へ加入申請した農業者の申請書類の情報を地域農業再生協議会（市町村等）がデータ入力等を行い、地方農政局等を経由して農林水産省本省へ報告されます。この情報から、母集団名簿として必要な経営体の氏名、住所及び該当品目の作付面積の情報が得られます。

また、これらの情報の活用にあたっては、同対策への申請時に農業者の承諾を得ており、継続して入手できるものと考えています（別紙3参照）。

3 経営所得安定対策等加入申請者情報を活用することにより、母集団名簿情報の整備において、従前の方法と比べどのようなメリットがあるのか。

<回答>

経営所得安定対策等加入申請者情報は、経営所得安定対策等を担当する施策部局において情報を収集するため、農林水産省地方組織の統計担当者による母集団名簿情報の整備のための情報収集の必要がなくなり、事務の負担軽減が図られることがメリットです。

4 母集団名簿情報の整備について、従前の方法によるものと経営所得安定対策等加入申請者情報を利用するものを比較した場合、調査対象のカバレッジはどうか（違いがあるとすればどの程度か）。調査対象の範囲に差異がある場合、当該加入申請者情報を母集団名簿情報として用いることは、統計の継続性や上記3を踏まえた費用対効果等の観点から問題ないか。

<回答>

従前の方法により整備した母集団名簿情報は、経営所得安定対策等への加入に関わらず対象範囲としていた一方、経営所得安定対策等加入申請者情報で把握できる対象範囲は、経営所得安定対策等へ加入申請した農業者に限定した情報となりますが、下表のとおり、現行の調査対象経営体のうちほぼ全ての経営体が同対策等へ加入していることから、当該情報で把握できる対象範囲は該当品目の母集団構造を反映したものとなっており、統計の継続性は担保されるものと考えています。

また、従前の方法により整備した母集団名簿情報は、地方組織の統計担当職員の労力により整備してきたところですが、当該情報を有効利用することにより、事務の負担軽減が図られ、費用対効果等の観点からみても問題はないものと考えています。

#### 経営所得安定対策等への加入状況(平成26年産)

区 分	二条大麦	六条大麦	はだか麦	なたね
調 査 対 象 経 営 体 数	75	50	40	80
うち 同対策に加入している経営体数	75	50	40	77
加 入 率	100%	100%	100%	96%

注:なたねについては、今般の調査見直しによる下限基準(作付面積10a以上)を基に抽出

(2) 報告を求める者の変更

イ 標本設計の変更

新たに追加する農産物生産費統計（組織法人経営体）に係る標本設計を行うとともに、母集団構造の変化や統計ニーズ等を踏まえ、一部の統計について規模階層区分の変更や目標精度の変更等、標本設計の見直しを行う。

(論点)

1 新たに追加する農産物生産費統計（組織法人経営体）に係る標本設計を含め、今回調査の標本設計の考え方について説明願いたい。

<回答>

1 農業経営統計調査における標本設計については、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的とし、  
 ① 農林業センサス、集落営農実態調査等により集められた情報を母集団とし、  
 ② 農産物の販売を目的とする農業経営体を対象に、  
 ③ 農業の形態・規模の違いにより、個別経営体と組織法人経営体に区分し、それぞれごとに行っています。

2 標本数の算出に係る目標精度及び目標標本数については、利用部局との調整により決定した重要度に応じて、1経営体当たりの農業粗収益（生産費統計は計算単位当たり全算入生産費）を指標とした目標精度等を設定し、それぞれの標本数を決定しています。

営農類型別経営統計における目標精度及び標本数

区 分		目標精度 (目標標本数)	標本数	
個 別 経 営 体	水田	北海道	2.5	152
	都府県		2.0	1,148
	小計		—	1,300
	畑	北海道	2.5	148
	都府県		3.5	487
	小計		—	635
	野菜	露地	2.5	510
	作	施設	3.0	374
	小計		—	884
	果	樹作	3.5	456
	花	露地	(50)	50
	き	施設	(50)	50
	作	小計	—	100
	酪	北海道	2.0	155
	農	都府県	2.0	198
	小計		—	353
	肉	繁殖牛	4.0	102
	用	肥育牛	4.0	101
	牛	小計	—	203
	養	豚	3.5	89
採	卵養鶏	(50)	50	
ブ	ロイラー養鶏	(50)	50	
そ	その他	(50)	50	

区 分		目標精度 (目標標本数)	標本数	
組 織 法 人 経 営 体	水田	集落営農	4.0	139
	集落営農以外		7.0	77
	小計		—	216
	畑	作	(40)	40
	野	露地	(30)	30
	菜	施設	(30)	30
	作	小計	—	60
	果	樹作	(30)	30
	花	露地	(5)	5
	き	施設	(20)	20
	作	小計	—	25
	酪	農	(20)	20
	肉	繁殖牛	(5)	5
	用	肥育牛	(15)	15
	牛	小計	—	20
	養	豚	(20)	20
採	卵養鶏	(15)	15	
ブ	ロイラー養鶏	(10)	10	

生産費統計における目標精度及び標本数

		区 分	目標精度	標本数
個	米	北 海 道	2.0	88
		都 府 県	2.0	725
		小 計	—	813
別	小麦	北 海 道	3.0	119
		都 府 県	2.5	417
		小 計	—	536
別	大豆	二 条 大 麦	6.0	70
		六 条 大 麦	8.0	47
		は だ か 麦	8.0	40
		そ ば	5.0	135
		大 北 海 道	4.0	73
		都 府 県	3.0	369
		小 計	—	442
		原 料 用 かんしょ	3.0	66
		原 料 用 ばれいしょ	2.0	82
		な た ね	5.0	59
営	子 牛	て ん さ い	2.0	75
		さ と う き び	3.0	114
		牛 北 海 道	1.0	239
		乳 都 府 県	2.0	196
		小 計	—	435
		子 牛	2.0	192
		乳 用 雄 育 成 牛	3.0	52
		交 雑 種 育 成 牛	3.0	58
		去 勢 若 齢 肥 育 牛	2.0	310
		乳 用 雄 肥 育 牛	2.0	91
体	肥 育 豚	交 雑 種 肥 育 牛	2.0	101
		肥 育 豚	2.0	173

		区 分	目標精度	標本数
組 織 法 人	經 営 体	米	3.0	52
		小 麦	6.0	33
		大 豆	6.0	38

3 上記により決定した標本数を経営規模階層別に配分し(\*)、各階層の都道府県ごとの母集団の大きさに応じて（比例配分）都道府県別の標本数を決定しています。

\*：ネイマンの最適配分を適用

2 今回の標本設計において、目標精度の変更を行うものがみられるが、全体の目標精度に係る変更状況はどのようになっているのか。また、当該目標精度の変更は、どのような考え方にに基づき設定しているのか。今回、変更しても利活用面での支障はないのか。

(注) 例えば、営農類型別経営統計（個別経営体）における水田作経営（都府県）においては目標精度を1.2%から2.0%に、米生産費統計（都府県）及び牛乳生産費統計（都府県）においては目標精度を1.0%から2.0%に変更することとしている。

<回答>

現行及び今回の見直しにて設定した目標精度は下表のとおりです。

営農類型別経営統計における目標精度

区 分		目標精度（目標標本数）		区 分		目標精度（目標標本数）			
		現行	見直し後			現行	見直し後		
個 別 営 農 類 型 別	水田作	北海道	2.5	2.5	組 織 法 人 類 別	水田作	集落営農	4.0	4.0
		都府県	1.2	2.0			集落営農以外	7.0	7.0
		小計	1.2	—			小計	4.0	—
	畑作	北海道	2.5	2.5	農 業 作 業 小 計	畑作	露地	(30)	(40)
		都府県	3.5	3.5			野菜施設	(20)	(30)
		小計	2.5	—			小計	(15)	(30)
	野菜作	露地	2.5	2.5	果樹作	果樹作	露地	(15)	(30)
		施設	3.0	3.0			花き施設	(5)	(5)
		小計	—	—			小計	(15)	(20)
	果樹作	露地	3.5	3.5	肉用牛	繁殖牛	繁殖牛	(5)	(5)
		施設	(50)	(50)			肥育牛	(10)	(15)
		小計	(50)	(50)			小計	—	—
	花き作	北海道	2.0	2.0	養豚	養豚	養豚	(10)	(20)
		都府県	2.0	2.0			探卵養鶏	(10)	(15)
		小計	2.0	—			小計	(10)	(10)
	酪農	北海道	2.0	2.0	養鶏	養鶏	養鶏	(10)	(15)
		都府県	2.0	2.0			探卵養鶏	(10)	(15)
		小計	2.0	—			小計	(10)	(10)
	肉用牛	繁殖牛	4.0	4.0	その他	その他	その他	(50)	(50)
		肥育牛	4.0	4.0			水田作（集落営農任意）	3.5	
小計		—	—						
養豚	養豚	3.5	3.5						
	探卵養鶏	(50)	(50)						
	探卵養鶏	(50)	(50)						
探卵養鶏	探卵養鶏	(50)	(50)						
	探卵養鶏	(50)	(50)						
	探卵養鶏	(50)	(50)						
その他	その他	(50)	(50)						
	その他	(50)	(50)						
	その他	(50)	(50)						

生産費統計における目標精度

区 分		目標精度（目標標本数）		区 分		目標精度（目標標本数）		
		現行	見直し後			現行	見直し後	
個 別 営 農 類 型 別	米	北海道	2.0	2.0	組 織 法 人 類 別	米	米	3.0
		都府県	1.0	2.0			小麦	6.0
		小計	1.0	—			大豆	6.0
	小麦	北海道	3.0	3.0				
		都府県	2.5	2.5				
		小計	2.0	—				
	二条大麦	二条大麦	6.0	6.0				
		六条大麦	8.0	8.0				
		はだか麦	8.0	8.0				
	そば	そば	5.0	5.0				
		北海道	4.0	4.0				
		都府県	3.0	3.0				
	大豆	大豆	3.0	—				
		原料用かんしょ	3.0	3.0				
		原料用ばれいしょ	2.0	2.0				
	なたね	なたね	5.0	5.0				
		てんさい	2.0	2.0				
		さとうきび	3.0	3.0				
	牛乳	北海道	1.0	1.0				
		都府県	1.0	2.0				
小計		1.0	—					
子牛	子牛	2.0	2.0					
	用雄育成牛	3.0	3.0					
	交雑種育成牛	3.0	3.0					
去勢若齢肥育牛	去勢若齢肥育牛	2.0	2.0					
	用雄肥育牛	2.0	2.0					
	交雑種肥育牛	2.0	2.0					
肥育豚	肥育豚	2.0	2.0					
	肥育豚	2.0	2.0					
	肥育豚	2.0	2.0					

## 1 個別経営体

営農類型別経営統計（水田作・都府県）〈目標精度：1.2%〉、米生産費（都府県）及び牛乳生産費（都府県）〈同：1.0%〉については、農産物の価格算定に直接的に利用されてきたことから高い目標精度を維持し、調査を行ってきました。

しかし、近年、経営規模の拡大や農業経営の法人化が進展してきたこと、調査結果の利用面で価格算定の直接的な利用から所得政策の間接的な利用に変更になってきたことを踏まえ、今回の見直しにおいて組織法人経営体の生産費統計を新設するとともに、調査対象の負担軽減と予算及び人的リソースの減少への対応を図るため、目標精度を見直し必要標本数の削減を行うこととしたところです。

なお、目標精度の変更にあたっては、施策転換の経緯等を踏まえ、省内関係部局と十分な協議を行った上で見直すこととしたところであり、今回の変更による利活用面での支障はないものと考えています。

## 2 組織法人経営体

水田作及び新たに作成する農産物生産費統計については、目標精度を設定していますが、他の営農類型については、目標精度を設定して標本数を決定するには母集団が小さく、抽出率が非常に高くなるなどの理由により、目標標本数を設定しているところです。

3 その一方で、営農類型別経営統計（個別経営体）における「花き」など、目標精度を設定せず、目標標本数を設定しているものがみられる。どのような品目がどのような考え方により設定されているのか。また、これらの実績精度はどのようにになっているか。今回、目標標本数に変更がある場合、利活用面での支障はないのか。

<回答>

営農類型別経営統計（個別経営体）の標本数及び標本配置を設計するに当たっては、その集計結果に対する施策的な重要度や利活用状況を考慮しながら、省内関係部局と調整の上で設定しているところです。

前回同様、今回の見直しにおいても、「花き作（露地花き、施設花き）」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」については、その利活用状況等を踏まえ、それぞれ50経営体を目標標本数として定めたものです。また、「その他」についても、個別経営体の全平均や主副業別等の経営形態ごとの経営状態の分析等が可能となるよう、露地花き等の経営体同様、50経営体を目標標本数としているものです。

なお、今回の見直しにおいて、目標標本数を変更した営農類型はありません。

### 目標標本数及び実績精度

区 分				目標標本数		実績精度(公表)
				現行	見直し後	平成26年
個 別 経 営	営 農 類 型	花 き 作	露 地	50	50	16.6
			施 設	50	50	7.1
	採 卵 養 鶏	50	50	9.2		
	ブ ロ イ ラ ー 養 鶏	50	50	7.8		
	そ の 他	50	50	—		

※「その他」経営の実績精度については、未計算。

4 今回調査で変更する規模階層区分は、どのような考えにより、どのような変更を行うのか。また、当該変更理由としている母集団構造の変化や新たな統計ニーズ等とは具体的にどのようなものか。設定する規模階層区分は適切か。

<回答>

今回の見直しでは、①営農類型別経営統計（個別経営）及び米の生産費統計（個別経営）については、大規模経営体の実態を詳細に把握するため、大規模階層区分を細分化、また、②なたね及びそばの生産費統計（個別経営）については、調査対象の下限基準を作付面積5a以上から10a以上に変更することに伴い下位階層区分を統合することとしています。なお、変更する規模階層区分については下表のとおりです。

### 規模階層区分の変更

#### 1 営農類型別経営統計（個別経営）

営農類型	規模指標		規模階層区分											
			階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6	階層7	階層8	階層9	階層10	階層11	階層12
水田作経営	水田作付延べ面積	変更後	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～30.0	30.0ha以上	
		変更前	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0ha以上		
畑作経営	畑作付延べ面積	変更後	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0～50.0	50.0ha以上
		変更前	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0ha以上	
野菜作経営 (露地野菜作経営)	露地野菜作付延べ面積	変更後	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0ha以上				
		変更前	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0ha以上					

#### 2 農畜産物生産費統計（個別経営）

品目	規模指標		規模階層区分										
			階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6	階層7	階層8	階層9	階層10	階層11
米	水稻作付面積	変更後	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～30.0	30.0ha以上
		変更前	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0ha以上		
そば	そば作付面積	変更後	0.5ha未満		0.5～1.0	1.0～3.0	3.0ha以上						
		変更前	0.2ha未満	0.2～0.5	0.5～1.0	1.0～3.0	3.0ha以上						
なたね	なたね作付面積	変更後	0.5ha未満		0.5～1.0	1.0ha以上							
		変更前	0.2ha未満	0.2～0.5	0.5～1.0	1.0ha以上							

※ 網掛け部分が規模階層区分を変更する階層

当該規模階層区分は、以下を踏まえ変更するものです。

①大規模階層区分を細分化する営農類型別経営統計（個別経営）、米生産費（個別経営）

- 食料・農業・農村基本計画において、
  - ・ 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、担い手の農地利用面積の割合が今後10年間で全農地面積の8割となる農業構造の確立を目指す、
  - ・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への集積・集約化を推進する、こととされており、担い手の経営発展に資する分析・検証に用いられます。
  
- 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において今後10年間で担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減するという成果目標（KPI）の達成に向け、毎年の米の生産コストの分析・検証に用いられます。

これらの推進方針等を踏まえ、政策担当部局では、大規模経営体の詳細な把握が必要としています。

また、最新の2015年農林業センサスにおける母集団構造を見ると、小規模階層の母集団が縮小する一方で、大規模階層の母集団は拡大しており、大規模階層を細分化しても利用に対応できる標本数は確保可能と判断し変更するものです。

なお、母集団構造の変化については、下表のとおりです。

### 母 集 団 の 変 化

－ 2010年世界農林業センサスと2015年農林業センサスの比較 －

1 営農類型別経営統計（個別経営）

(1) 水田作経営

単位：経営体

規模区分	2010年	2015年	増減数	増減率(%)
計	897,419	732,890	▲ 164,529	▲ 18.3
0.5ha 未 満	336,713	262,011	▲ 74,702	▲ 22.2
0.5 ～ 1.0	281,165	221,561	▲ 59,604	▲ 21.2
1.0 ～ 2.0	161,050	134,691	▲ 26,359	▲ 16.4
2.0 ～ 3.0	48,167	43,452	▲ 4,715	▲ 9.8
3.0 ～ 5.0	34,312	32,678	▲ 1,634	▲ 4.8
5.0 ～ 7.0	13,080	13,537	457	3.5
7.0 ～ 10.0	9,429	9,801	372	3.9
10.0 ～ 15.0	7,027	7,469	442	6.3
15.0 ～ 20.0	3,209	3,607	398	12.4
20.0ha 以 上	3,267	4,083	816	25.0
20.0 ～ 30.0	2,342	2,776	434	18.5
30.0ha 以 上	925	1,307	382	41.3

## (2) 畑作経営

単位：経営体

規模区分	2010年	2015年	増減数	増減率(%)
計	69,120	54,304	▲ 14,816	▲ 21.4
0.5ha 未 満	20,430	14,811	▲ 5,619	▲ 27.5
0.5 ~ 1.0	14,630	11,023	▲ 3,607	▲ 24.7
1.0 ~ 2.0	13,856	10,672	▲ 3,184	▲ 23.0
2.0 ~ 3.0	6,071	4,939	▲ 1,132	▲ 18.6
3.0 ~ 5.0	4,602	3,878	▲ 724	▲ 15.7
5.0 ~ 7.0	1,564	1,542	▲ 22	▲ 1.4
7.0 ~ 10.0	1,038	981	▲ 57	▲ 5.5
10.0 ~ 20.0	2,062	1,740	▲ 322	▲ 15.6
20.0 ~ 30.0	2,240	1,897	▲ 343	▲ 15.3
30.0 ~ 40.0	1,514	1,526	12	0.8
40.0ha 以 上	1,113	1,295	182	16.4
40.0 ~ 50.0	663	711	48	7.2
50.0ha 以 上	450	584	134	29.8

## (3) 露地野菜作経営

単位：経営体

規模区分	2010年	2015年	増減数	増減率(%)
計	145,594	129,753	▲ 15,841	▲ 10.9
0.5ha 未 満	78,925	69,808	▲ 9,117	▲ 11.6
0.5 ~ 1.0	28,727	24,498	▲ 4,229	▲ 14.7
1.0 ~ 2.0	19,556	16,993	▲ 2,563	▲ 13.1
2.0 ~ 3.0	7,257	6,635	▲ 622	▲ 8.6
3.0 ~ 5.0	5,761	5,857	96	1.7
5.0 ~ 7.0	2,390	2,446	56	2.3
7.0ha 以 上	2,978	3,516	538	18.1
7.0 ~ 10.0	1,700	1,798	98	5.8
10.0ha 以 上	1,278	1,718	440	34.4

## 2 米生産費統計（個別経営）

単位：経営体

規模区分	2010年	2015年	増減数	増減率(%)
計	1,063,433	868,146	▲ 195,287	▲ 18.4
0.5ha 未 満	405,574	309,881	▲ 95,693	▲ 23.6
0.5 ~ 1.0	349,073	277,234	▲ 71,839	▲ 20.6
1.0 ~ 2.0	187,278	158,866	▲ 28,412	▲ 15.2
2.0 ~ 3.0	53,791	49,957	▲ 3,834	▲ 7.1
3.0 ~ 5.0	37,167	36,839	▲ 328	▲ 0.9
5.0 ~ 7.0	13,235	14,522	1,287	9.7
7.0 ~ 10.0	8,871	9,918	1,047	11.8
10.0 ~ 15.0	5,429	6,574	1,145	21.1
15ha 以 上	3,015	4,355	1,340	44.4
15.0 ~ 20.0	1,856	2,500	644	34.7
20.0 ~ 30.0	930	1,437	507	54.5
30.0ha 以 上	229	418	189	82.5

## ② 下位階層区分を統合するなたね及びそばの生産費統計（個別経営）

なたね及びそばの生産費統計については、経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付金単価算定に利用されており、この算定には作付面積10a以上の経営体の生産費が用いられています。

現行のなたね及びそばの生産費統計は、作付面積5a以上の経営体を対象に調査しているところですが、交付金単価算定に用いられるデータとの整合を図るため、今回の見直しにおいて作付面積10a以上の経営体を対象とするとともに、利活用の実態等を踏まえ、0.2ha未満及び0.2~0.5haの規模階層区分を0.5ha未満に統合するものです。

5 本調査は、5年ごとの農林業センサスの結果公表に合わせ、標本抽出を行っており、調査対象者は原則として5年間固定している。今回も、従前同様、標本抽出に伴い全ての標本を入れ替えることとなる中で、標本替えの前後で主要な統計に断層等は生じていないか。例えば、前回の標本替え時（平成24年）に係る前後の結果について、どのような評価を行っているか。断層等が生じている場合、標本抽出方法の変更等による改善の余地はないか。

<回答>

本調査については、5年ごとに農林業センサスの結果に基づき、最新の営農類型別・経営規模別に標本を無作為に抽出しています。

また、調査票は職員等が年間を通して調査対象経営体を訪問するなどの方法により回収していることから、回収率（98.4%）は極めて高いものとなっています。

このため、本調査における標本配置や集計結果は、特定の規模階層や特定の地域等に偏ったものとはなっておらず、標本の構造変化は母集団の構造変化を反映しているものと考えています。

加えて、毎年、経営収支の検証を生産統計、物価統計等により、経営耕地面積、家畜飼養頭羽数等の生産構造面の検証は農業構造統計、畜産統計により行い、妥当な検証結果が得られていることから、選定前後において断層や偏りが生じているとは認識していません。

参考：農業経営統計調査結果と他統計等の結果との比較（別紙4）

農業経営統計調査における過去2回の調査見直しに伴う調査対象経営体選定替え（平成20年及び24年）前後において、本調査結果の増減推移を他統計等の結果と比較したところ、選定替えの有無にかかわらずほぼ同一の傾向を示している。

### 第3

## 法人化等を通じた経営発展の後押し

基本計画P40～P.41

- 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者等の担い手に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施します。
- また、経営管理の高度化などの面でメリットが多いことから、農業経営の法人化を推進します。

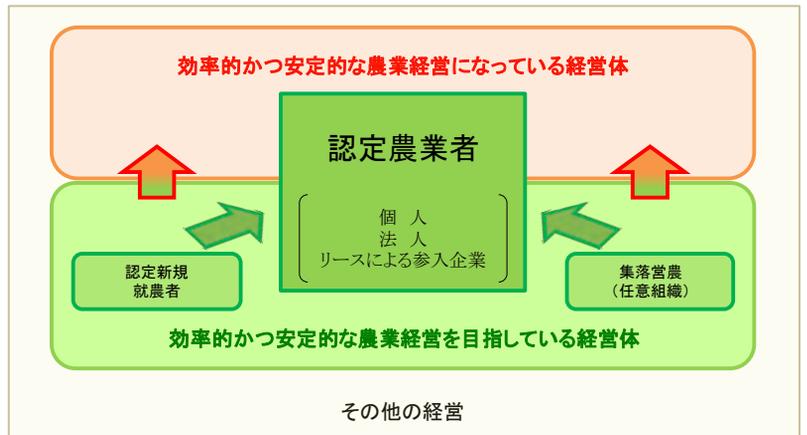
### 担い手への重点的な支援の実施

「効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体」と「それを目指している経営体」の両者を併せて「担い手」としています。

ここで、効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体とは、

- 「認定農業者」（効率的かつ安定的な農業経営に向けた経営改善の計画について市町村の認定を受けた農業者）
- 将来、認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」
- 将来、法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」であり、これらの経営体に経営所得安定対策や融資、税制等の政策を集中して実施します。

図表18-1 「担い手」について



資料：農林水産省作成

### 農業経営の法人化等の加速化

農業経営の法人化を促進するため、大規模な家族農業経営や集落営農を中心に、

- 法人化のメリットや手続
- 財務・労務管理に関する情報やノウハウ

等の普及啓発を行うとともに税理士等の経営に関する専門家による相談・指導体制の整備などを推進します。

労働力不足の状況に対応し、農業法人において、幅広い年齢層や他産業からの人材などの活用を図るため、

- 他産業並みの就業環境の整備
- 従業員のキャリアパスとして別の法人の経営者として独立する取組等を促進します。

図表18-2 法人化のメリットと法人化の推進方策

法人化のメリット		法人化の推進方策
経営管理	・ 経営管理が徹底され、家計との分離が可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スーパーL資金による融資（法人になると融資限度額が大幅アップ）。</li> <li>○ アグリビジネス投資育成株式会社等による出資。</li> <li>○ 農業経営基盤強化準備金の税制特例。</li> <li>○ 集落営農、個人経営の法人化の支援。</li> <li>○ 農業法人が従業員を別の法人として独立させる取組（いわゆる「のれん分け」）の支援。</li> <li>○ 農外企業やその子会社のリース方式による参入を促進。</li> </ul>
経営判断できる体制	・ 役職員による組織的な経営判断が可能	
経営の継承	・ 次期社長等の早期選定等を行い円滑に経営を継承していくことが可能	
投資財源の確保	・ 出融資や税制特例の活用による適切な投資が可能	
雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用労働力の活用等による生産規模の拡大、販売・加工への進出が可能</li> <li>・ 若年層の雇用により役職員の年齢構成を世代間バランスの取れたものとする事が可能</li> </ul>	

資料：農林水産省作成

補足

18

○ 効率的かつ安定的な農業経営：主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営。（効率的とは、生産性と収益性が高いこと。安定的とは、中長期的かつ継続的な発展性を有すること。）

# 第3

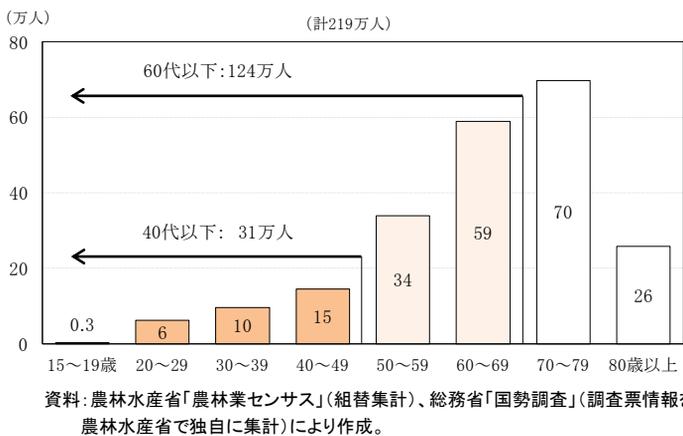
## 担い手の育成・確保、 女性農業者のための 環境の整備

基本計画P.41～P.42

- ・ 将来的に世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するため、農業の内外からの青年層の新規就農を促進します。
- ・ また、経営感覚を持った人材の育成・確保の取組を促進するほか、次世代の担い手への円滑な経営継承や企業の農業参入を促進します。
- ・ 女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めます。

### 新規就農や人材の育成・確保、経営継承等の促進

図表19-1 農業就業者数(平成22年)



将来的に世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させていくことが喫緊の課題です。

このため、農業の内外からの青年層の新規就農を促進します。

また、次世代に農地等の資源を着実に継承するため、経営継承や企業の農業参入を促進します。

図表19-2 企業参入の状況

	改正農地法施行前 (H15.4～H21.12)	改正農地法施行後 (H21.12～H26.12)	増加数	増加率
参入法人数	436	1,712	1,276	393%
うち株式会社	250	1,060	810	424%
1年当たり平均参入数	65	342	278	530%

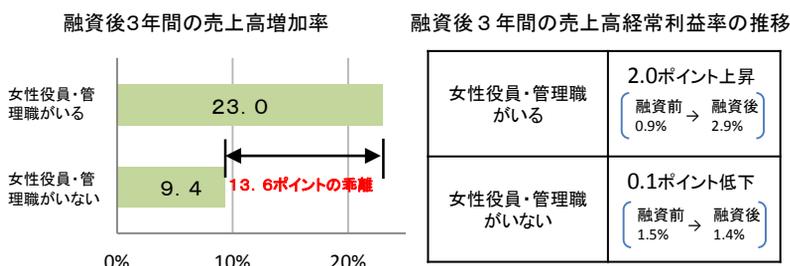
資料: 農林水産省作成

企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、特に担い手が不足している地域においては農地の受け皿として期待されています。

このため、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進します。

### 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

図表19-3 女性役員・管理職の経営への貢献



女性農業者は農業就業者の4割を占め、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っています。

女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めるため、地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させる取組を推進します。

(備考) 1. 株式会社日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」(平成25年1月)による。  
2. 調査対象は、日本公庫融資先のうち6次産業化・大規模経営に取り組む農業者。

# 第3

## 担い手への 農地集積・集約化

基本計画P.42～P.43

- ・ 農地中間管理機構をフルに稼働させることで、担い手への集積・集約化を推進します。
- ・ 各地域の人と農地の問題を解決していくため、人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進します。
- ・ 農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するなど、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

### 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

各都道府県に整備された農地中間管理機構をフルに稼働させ、担い手への集積・集約化を推進します。

- この場合、地域の状況に応じ、
- ① 各地域の人・農地プランと連動した取組
  - ② 新規参入企業など公募に応募した受け手のニーズに対応した取組
  - ③ 農業法人等が分散した農地を交換により集約化するための取組
  - ④ 基盤整備事業と連携した取組
- という4つのアプローチを推進し、農地中間管理機構のフル稼働につなげていきます。

図表20-1 農地中間管理機構の仕組み

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセトで推進）



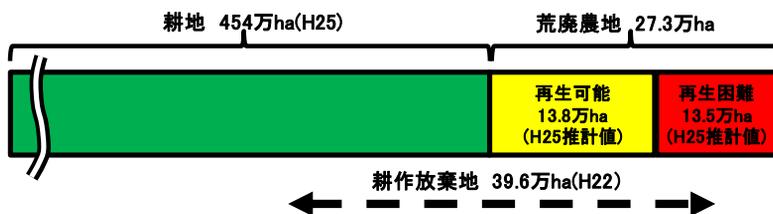
資料：農林水産省作成

### 荒廃農地の発生防止・解消等の推進

農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

また、有効かつ持続的に荒廃農地対策を進めるため、関連施策との連携のあり方について総合的に検討し、必要な施策を実施します。

図表20-2 農地・荒廃農地について



出典：大臣官房統計部「耕地及び作付面積統計(平成25年)」、「2010年世界農林業センサス」、農村振興局「平成25年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」  
注)耕地は休耕地及び不作付地を含む値である。

○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの

補足

20

○ 耕作放棄地は、農林水産省統計部「農林業センサス」により5年に1回把握される、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地」(農家等の主観ベースの面積)を表すもの。(平成22年:39.6万ha)

# 第3

## 経営所得安定 対策の推進、 収入保険制度等 の検討

基本計画P.43～P.44

- ・ 担い手を対象として、経営所得安定対策を規模要件を課さずに実施します。
- ・ 農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の法制化に向け、検討を進めます。

### 担い手を対象とした経営所得安定対策の着実な推進

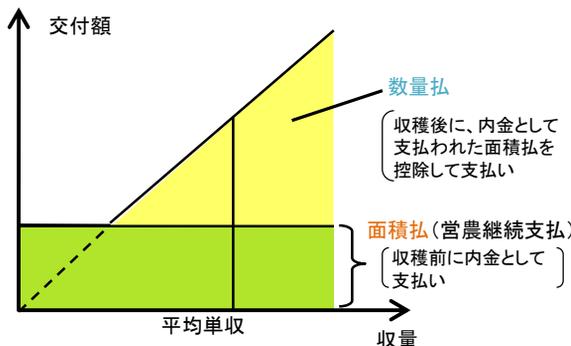
担い手の農業経営の安定を図り、我が国農業のさらなる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」について、平成27年産から認定農業者、認定新規就農者、集落営農を対象として、規模要件を課さずに実施します。

図表21-1 平成27年産以降の経営所得安定対策

#### 畑作物の直接支払交付金

(生産条件不利補正対策(ゲタ対策))

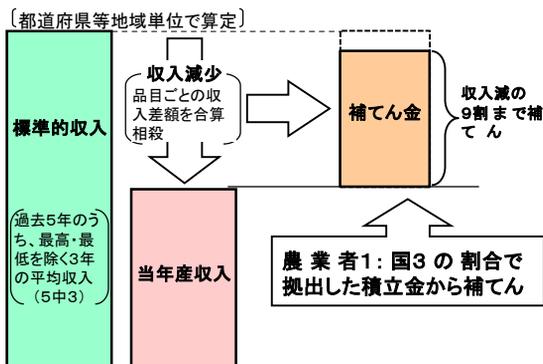
〔諸外国との生産条件格差による不利がある畑作物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね)について、恒常的なコスト割れ相当分を補填するもの〕



資料:農林水産省作成

#### 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

〔米と畑作物について、農業者1:国3の割合で拠出し、その年の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填するもの〕



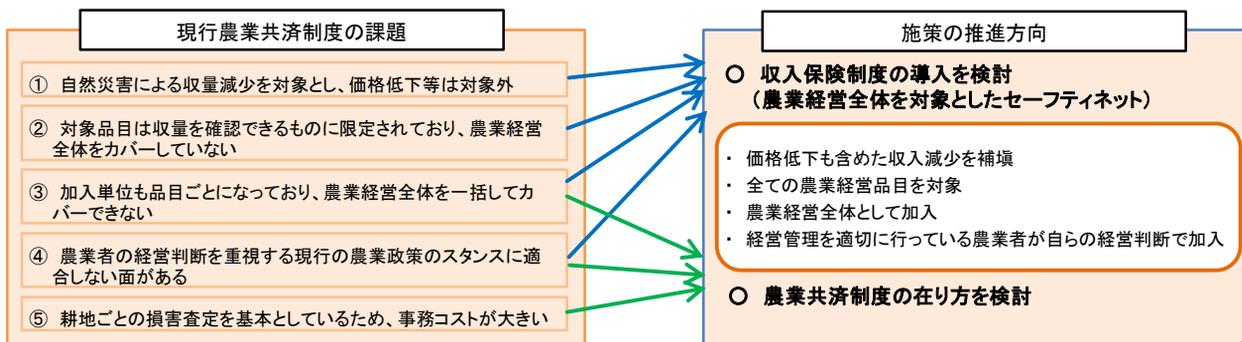
資料:農林水産省作成

### 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討

農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査を実施するなど、制度の法制化に向け、検討を進めます。

その際、既存の制度と重複がないよう、在り方を含めて関係を整理します。また、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討します。

図表21-2 農業経営の新たなセーフティネットの検討



資料:農林水産省作成

## I

## 経営所得安定対策等の概要

## 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象 (いずれも規模要件はありません)】 【水田・畑地共通】 (1,948億円)

※ 交付対象者の要件については、6～8ページを参照してください。

## 数量払

## 生産量と品質に応じて交付

対象作物	平均交付単価
小麦	6,320円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg
大豆	11,660円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円 /t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円 /t
そば	13,030円/45kg
なたね	9,640円/60kg

注1:小麦は、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

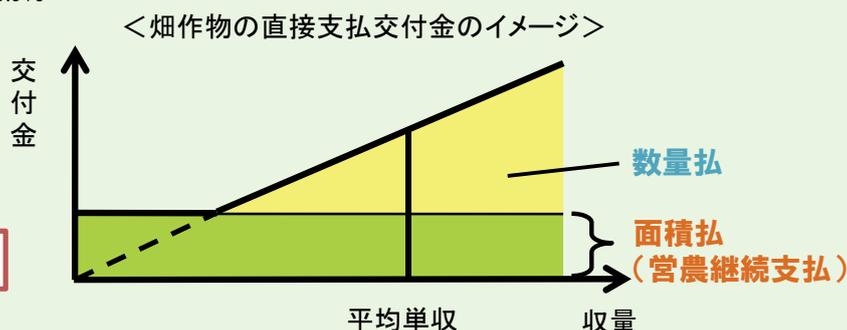
注2:てん菜の基準糖度は、16.3度

注3:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%

## 面積払 (営農継続支払)

当年産の作付面積に応じて、  
数量払の内金として交付

2万円/10a (そばは、1.3万円/10a)

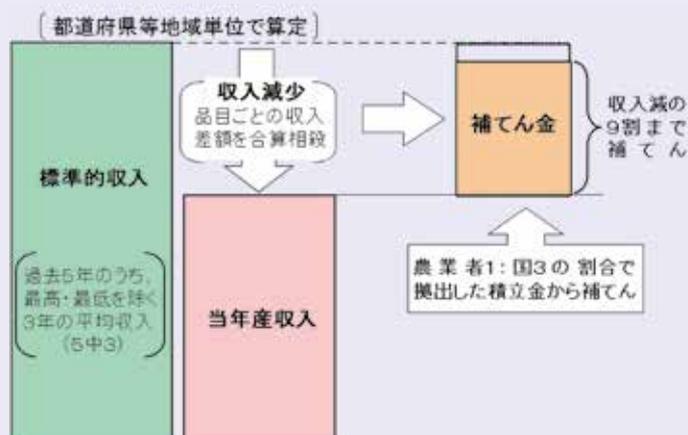


## 米・畑作物の収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象 (いずれも規模要件はありません)】 (754億円)

※ 交付対象者の要件については、6～8ページを参照してください。

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てん。  
(対策加入者と国が1対3の割合で拠出) 積立金は掛け捨てではありません。



## 水田活用の直接支払交付金

(3,078億円)

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

### 二毛作助成

15,000円/10a

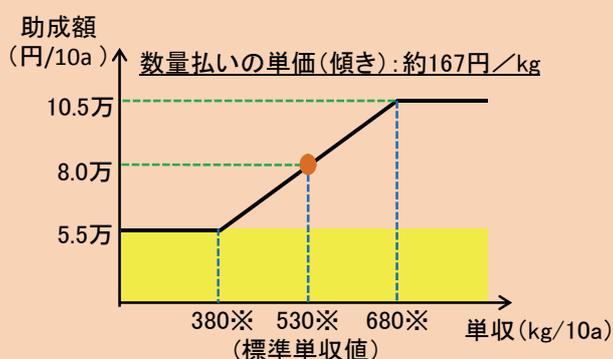
### 耕畜連携助成

13,000円/10a

### 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1: 数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2: ※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用します。なお、28年産からは、各地域における標準単収値を当年産の作柄に応じて調整します。

## 米の直接支払交付金

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】 (723億円)

7,500円/10a

◇ 激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

## 経営所得安定対策等推進事業

(81億円)

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

# 1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、27年産から認定農業者、集落営農に認定新規就農者を加えるとともに、規模要件は廃止しました。また、交付対象となる集落営農の要件も2要件に緩和し、担い手の方が幅広く参加できるようになりました。

また、米価等が下落した際に収入を補てんする保険的制度はナラシ対策のみです。まだ加入されていない方は、28年産に向けて認定農業者等になって、ナラシ対策に加入することをご検討ください。

## (1) 認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか等を審査し、認定します。

### ～認定までの流れ～

農業者自らが  
「農業経営改善計画」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定農業者



「農業経営改善計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、農協、普及指導センター等がサポートしてくれるよ！

農林水産省のHPから「農業経営指標」を活用して、自分の経営状況などが簡単にチェックできるんだ。



自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模を問わず、認定を受けることができます。

## (2) 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか、審査し、認定します。

### ～認定までの流れ～

新規就農者自らが  
「青年等就農計画」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定新規就農者



「青年等就農計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、普及指導センター、青年農業者等育成センター、農協等がサポートしてくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

注) 既に都道府県から認定就農者の認定を受けている方は、改めて市町村の認定を受ける必要がありますが、手続きの簡素化がなされていますので、市町村にお問い合わせください。

### (3) こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、以下の2要件（「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」）です。

また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、各市町村が確実に実行されると判断するものとします。

#### 組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

#### 対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象品目について組織名義で出荷し、③その販売代金等を組織の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

### 法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農（特定農業団体を除く。）は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

必要に応じ  
書類を提出

通知

市町村が判断



集落営農の組織化、法人化の取組への助成や、法人経営に必要な労務・財務管理等の研修が受けられるよ！  
手続き等については、市町村にお問い合わせください。

市町村の判断については、8ページのQ&Aを参照してください。

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局等に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は6月30日**までとなりますので、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。また、申請手続きについては、27～31ページを参照してください。

## 「経営所得安定対策等実施要綱」 抜粋

様式第1号別添

## 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

## 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業災害補償制度、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支援対策、人・農地問題解決推進事業、農地集積・集約化対策事業、地域農業経営再開復興支援事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産粗飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

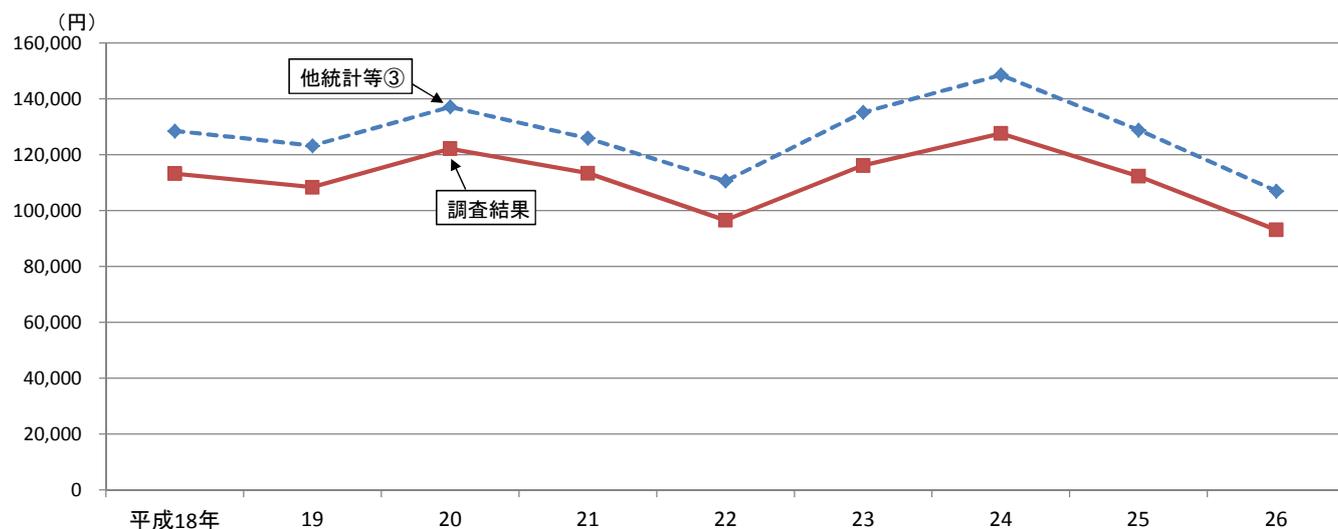
# 農業経営統計調査結果と他統計等との比較

## 1 営農類型別経営統計(個別経営・水田作経営(稲作部門))

区 分		平成18年	19	20	21	22	23	24	25	26
調査結果	10a 当たり稲作収入(円)	113,241	108,393	122,147	113,394	96,560	116,139	127,618	112,317	93,118
他統計等	① 相対取引価格(円/60kg)	15,203	14,164	15,146	14,470	12,711	15,215	16,501	14,341	11,979
	② 10a 当たり収量(kg)	507	522	543	522	522	533	540	539	536
	③ = ① ÷ 60kg × ②(円)	128,465	123,227	137,071	125,889	110,586	135,160	148,509	128,830	107,012

資料： 調査結果の10a当たり稲作収入は「農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営・水田作経営(稲作部門))」、他統計等の①相対取引価格(出荷団体・出荷業者と卸売業者等との間で決定された相対取引契約の価格)は農林水産省調べ、②10a当たり収量は「作物統計」

注： 相対取引価格には運賃及び包装代が含まれていること等から、他統計等の③は調査結果の値よりも高い水準となっている。

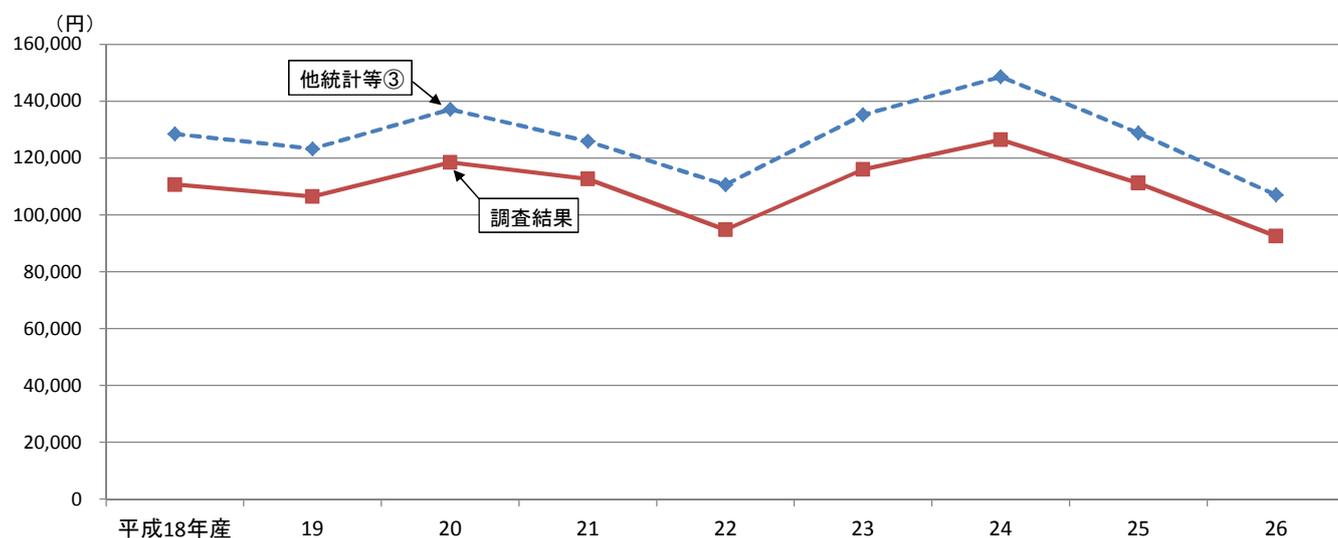


## 2 米生産費統計

区 分		平成18年産	19	20	21	22	23	24	25	26
調査結果	10a 当たり主産物価額(円)	110,656	106,418	118,414	112,609	94,792	115,951	126,464	111,149	92,562
他統計等	① 相対取引価格(円/60kg)	15,203	14,164	15,146	14,470	12,711	15,215	16,501	14,341	11,979
	② 10a 当たり収量(kg)	507	522	543	522	522	533	540	539	536
	③ = ① ÷ 60kg × ②(円)	128,465	123,227	137,071	125,889	110,586	135,160	148,509	128,830	107,012

資料： 調査結果の10a当たり主産物価額は「農業経営統計調査 米生産費統計」、他統計等の①相対取引価格(出荷団体・出荷業者と卸売業者等との間で決定された相対取引契約の価格)は農林水産省調べ、②10a当たり収量は「作物統計」

注： 相対取引価格には運賃及び包装代が含まれていること等から、他統計等の③は調査結果の値よりも高い水準となっている。

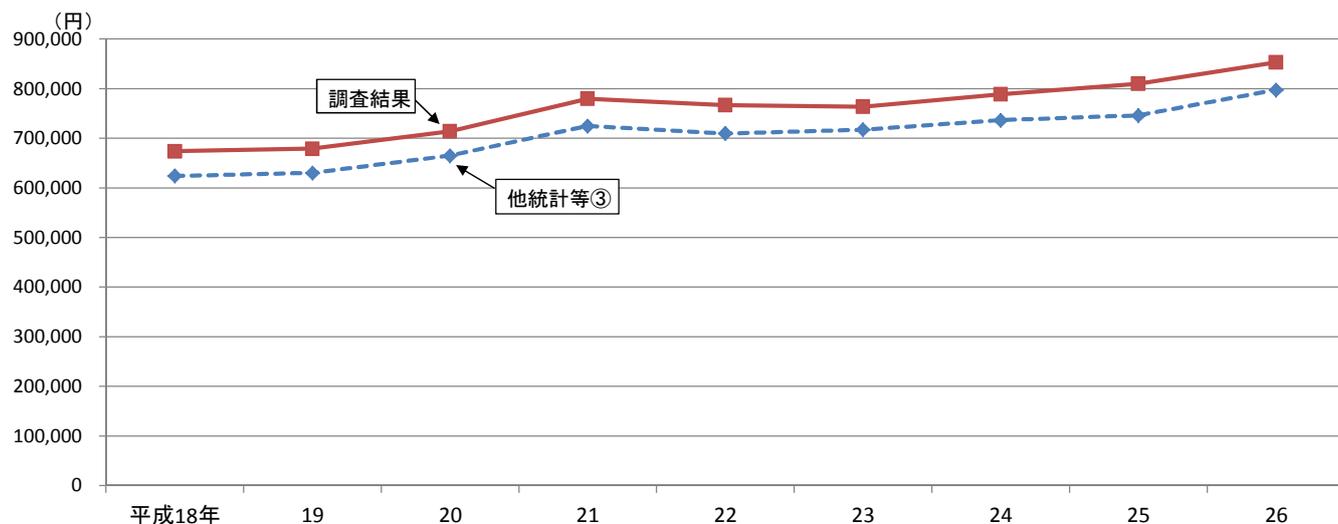


# 農業経営統計調査結果と他統計等との比較

## 3 営農類型別経営統計(個別経営・酪農経営(酪農部門))

区 分		平成18年	19	20	21	22	23	24	25	26
調査結果	1頭当たり生乳収入(円)	674,026	679,077	714,045	779,855	766,947	763,806	788,762	810,047	853,189
他統計等	① 生乳価格(円/10kg)	793	789	830	896	882	893	903	910	959
	② 1頭当たり乳量(kg)	7,867	7,988	8,012	8,088	8,046	8,034	8,154	8,198	8,316
	③ = ① × ② (円)	623,853	630,253	664,996	724,685	709,657	717,436	736,306	746,018	797,504

資料： 調査結果の1頭当たり主産物価額は「農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営・酪農経営(酪農部門))」、他統計等の①生乳価格は「農業物価統計」、②1頭あたり乳量は「畜産統計」及び「牛乳乳製品統計」



## 4 牛乳生産費統計

区 分		平成18年度	19	20	21	22	23	24	25	26
調査結果	1頭当たり主産物価額(円)	647,568	649,159	689,078	738,569	715,101	726,050	746,804	759,422	816,802
他統計等	① 生乳価格(円/10kg)	793	789	830	896	882	893	903	910	959
	② 1頭当たり乳量(kg)	7,867	7,988	8,012	8,088	8,046	8,034	8,154	8,198	8,316
	③ = ① × ② (円)	623,853	630,253	664,996	724,685	709,657	717,436	736,306	746,018	797,504

資料： 調査結果の1頭当たり主産物価額は「農業経営統計調査 牛乳生産費統計」、他統計等の①生乳価格は「農業物価統計」、②1頭あたり乳量は「畜産統計」及び「牛乳乳製品統計」

